◎新潟県告示第952号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 失効する知事指定薬物の名称

 - (2) $N-(1-T \in J-1-T \in J-1-T$
 - (3) 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン(通称名: Mexedrone、4-MMC-OMe)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

- 3 失効年月日 平成28年9月3日
- 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。